

農業委員会だより



よさの

第21号 H27.7発行

編集/発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-2191 (直通)

FAX:0772-43-2194

新たな土地利用型作物！ホップ！

与謝野町の農業も

ホップ！ステップ！ジャンプ！？



詳細は次ページにあります。

第21号の
目次です。



与謝野町マスコットキャラクター
「まめっこまいちゃん」

- ホップの栽培開始！…2P
- あつえ彩菜館オープン！…6P
- 農地情報あれこれ…3P
- 農地を適正に管理しましょう…7P
- 農地中間管理機構について…4P
- 熱中症予防をしましょう…7P
- 誰でもわかる農地の手続き…5P
- ひまわりフェス開催告知…8P



ホップ栽培開始！！



～よさのクラフトビール醸造事業～



↑植栽会で植えるホップの苗

与 謝野町では今年からビールの原料となる「ホップ」の試験栽培が始まった。4月21日にはホップの植栽会という事で町長をはじめ、地元農業者など関係者約30名が集まった。

栽培に成功すれば、新しい土地利用型作物として与謝野町のブランド品となりそうだ。

この事業は平成27年度から新しく始まる与謝野町の農業振興事業の一つでもある。

町内の農家と農業生産法人に栽培を委託して28アールの農地に28種類、計840本もの苗を試験的に栽培している。この中から与謝野町の気候・土壤に合う品種を選び、新たな特産品としての確立を目指している。うまく栽培できれば8月頃には3〜5メートルほどの高さまで成長し、「鞠花まりぼな」が実を付ける。世界の主なホップ産地の南限に位置するため、国内有数の産地になれる可能性があると言われている。

この「鞠花まりぼな」がビールの苦み成分となる。既に、表紙で紹介しているように「鞠花まりぼな」が実をつけ、収穫が目前となっている。

本事業の推進に当たっては、“日本ビアジャーナリスト協会” 会長を務めておられる“藤原ヒロユキ”氏をアドバイザーとして招へいし、事業が成功するよう各関係者と協力しながら取り組んでいます。



4月21日 ホップ植栽会の様子



そもそもホップってどんな植物？



ホップはツル性の植物でドイツ・アメリカで多く栽培されています。日本国内でも北海道・東北地方を中心に契約栽培で生産が進んでいます。

実った鞠花まりぼなはビールの原料の一つとなり、苦み・香り・泡に重要で、雑菌の繁殖を抑える効果もあり、ビール自体の保存性を高める働きもあります。

ツルの高さは5〜6メートルにもなり、多年生の植物で、一度植えると10〜20年は生育すると言われています。

平成26年農地情報あれこれ

(賃借料情報・作業請負料金・農地の動き)

再掲載

●賃借料情報をご参考ください●

物納の賃借情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
与謝野町全域 (田)	29.6kg/10a	43kg/10a	11.8kg/10a	32

今後の農地の貸し借りの参考としてください。



現金の賃借情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
与謝野町全域 (田)	5,100円/10a	6,500円/10a	1,800円/10a	57 (無償1件を含む)

- ※ 与謝野町では、物納による賃貸借が多いため、物納の集計を行いました。
- ※ 平成26年1月から12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃借料を集計しています。
- ※ 現金は4件とデータ数が少ないため、物納を4,600円/玄米30kgで価格換算しています。
- ※ 毎年話し合いは、6,400円/10a（H25の平均額）で価格換算しています。
- ※ 特殊な取引に係るデータは取り除いています。
- ※ この情報は、昨年の情報ですので、必ずお互いで話し合い、納得できる賃借料を決定してください。

農業者年金に加入しましょう！！

農業者年金のいいところ！

入っておかなきゃ損！損！将来設計を見直しましょう。



20～59歳で
年間60日以上農業に
従事されている方は、
どなたでも加入できます。

農業者年金は積み立て方式です。老後のための貯金として活用しましょう！
興味を持たれた方は、お近くの農業委員へご相談ください。



月々、
2万円～6万7千円の
保険料が選べます！
しかも、いつでも
見直せます。

**農業者年金は
未来への投資です。**



終身年金で
**80歳までの
保証付き。**

農業者年金は終身年金で、80歳まで保証付きです。
万が一、80歳までに亡くなられた場合は80歳までにもらうはずだった年金が死亡一時金として遺族に支払われます。
家族のためにもなる農業者年金を一度考えてみてはいかがでしょうか。

農地中間管理事業 ～農地の貸借・売買の新しい仕組み～

この事業は、農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手に貸付ける事業となっています。

リタイアするので農地を貸したい方、利用権を交換して分散した農地をまとめたい方、新規就農するので農地を借りたい方など農地中間管理事業を活用して農地の貸借を行うことができます。

また、様々な支援もありますのでこちらもご活用ください。

地域集積協力金

①交付対象地域

- ・京力農場プランのエリア内の地域

②交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること

③交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付

2割越5割以下：2.0万円/10a

5割越8割以下：2.8万円/10a

8割越：3.6万円/10a

※27年度までの特別単価

経営転換協力金

①交付対象者

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

②交付要件

- ・所有している全農地を10年以上機構に貸付ける
- ・貸付けた農地が機構から受け手に貸付けられること

③交付単価

0.5ha以下 30万円/戸

0.5ha越2ha以下 50万円/戸

2ha越 70万円/戸

耕作者集積協力金

①交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸付けた場合の当該農地の耕作者

②交付要件

- ・所有している農地を10年以上機構に貸付ける
- ・貸付けた農地が機構から受け手に貸付けられること

③交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価

例えば・・・

高齢になって農業ができなくなったので、所有している農地（1ha）を中間管理機構に貸付けたい！
→0.5ha越2.0ha以下なので、50万円を受け取れます。（経営転換協力金）

問い合わせ先

■与謝野町役場 農林課 加悦庁舎2階 TEL：43-2191 FAX：43-2194



なるほど!!これでわかる農地の手続き!! ~農地の形状変更編~



畑の水はけが悪いから
土を入れて野菜を作り
やすくしようかな!



水稲作ってたけど、野菜
を作りたいから田んぼを
畑地転換しようかな!

手続きについて

農地の営農改善を目的とした届出が形状変更に係る届出になります。

これは農地法上の許可を要するものではありませんが、盛土・切土により周辺の農地へ被害を及ぼす可能性があるため、農業委員会が独自に届出を求めているものです。

この届出は農業委員会総会での審議をもって承認することとなっています。

■届出の締切日■

締切日：毎月 20 日

(20 日が閉庁日なら翌開庁日)

審議日：毎月 10 日頃

(総会は公開となっています。)



農地に土を盛って営農しない等、形状変更ではなく宅地目的の造成は京都府知事の許可が必要となります。

許可を得ずに造成等されると違反転用に当たり、罰則があります。

※造成のみの転用はできません。

※形状変更に伴う工事は、できる限り最短期間で行うものとし、原則 1 年と決められています。更に工期が必要となった場合は「形状変更工期延長届出書」の提出が必要です。



届出の様式や添付書類の一覧表などは与謝野町のホームページにありますのでご覧ください。

~届出に必要なもの~

- 形状変更届出書
- 土地の位置図
- 公図
- 造成計画平面図・断面図
(取水・排水の明示)
- 承諾書
- 現況写真
- 申請確認書

形状変更をお考えの際は一度、与謝野町農業委員会事務局までご相談ください。

TEL : 0772-43-2191

FAX : 0772-43-2194



正しい手続きを経て、
トラブルの無いようにしましょう。

「あつえ彩菜館」オープン！



温江地区：農産加工直売所



地元で採れた農産物や加工品が中心に並んでいる。



温 江地区に4月29日、農産加工直売所「あつえ彩菜館」がオープンした。

当日、施設では、温江地区で採れた新鮮な農産物やいちご大福などの加工品が並び、大勢のお客さんにぎわった。

この施設は「温江村づくり委員会」が府の補助制度「明日の京都市づくり事業」を活用して完成させた。

以前、当広報誌の15号でも村づくりの一環として軽トラ市紹介したが、今回も地区の活性化に繋げるため施設をオープンした。温江地区では様々な取り組みが行われ、積極的なむらづくりが行われている。こういった取り組みが、他の地域へ波及していく、町全体が活力ある町になればいいですね。



名 称:あつえ彩菜館

場 所:温江地区 国道沿い広場内

営業日:土曜日、日曜日 午前8時30分～正午

農産物:新鮮！安い！豊富！

一度、足を運んでみてはいかがでしょうか？

コウノトリ発見！！

～住みよい環境づくりに～



6月18日に石川亀山地区で撮影。



平成27年6月18日、石川亀山地区にて金谷広報編集委員長（左）がコウノトリを発見した。「コウノトリは、絶滅が危惧されており、国の特別天然記念物に指定されています。最近、与謝野町でも明石く石川にかけて目撃例が多発しており、新聞報道もされています。きっと水辺の生き物が豊富にいることを知っているのでしょう。与謝野町の推進している自然循環農業がコウノトリにとって住みやすい環境づくりになればいいですね。」と語る。

農地の適正な管理を！

近年、全国的に農地に雑草等が生い茂り耕作放棄地が増加傾向にあります。平成21年12月の改正農地法では、農地の所有者や耕作者は、農地を適正かつ効率的に利用しなければならないことが法律に明記されました。（農地法第2条の2）

耕作放棄地が増えると、景観の悪化だけでなく、病虫害や有害鳥獣の住処となり、近隣住民や隣接している農地に悪影響を及ぼしますので、速やかに除草・耕作等の適正な管理をお願い致します。



美しい町を保ちましょう

なお、与謝野町農業委員会では毎年1回、町内の農地で遊休農地や荒廃した耕作放棄地、許可を得ていない違反転用の状況を把握するため各担当地区に分かれて農地法第30条第1項に基づいて「利用状況調査」を行っています。

農地の適正な管理が行われていない場合は、所有者もしくは耕作者に対し与謝野町農業委員会から指導を行う場合がありますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

管理を怠っている農地は病虫害・有害鳥獣の住処になります。→



猪や鹿、マダニ等の住処にもなります！

熱中症の予防対策知っていますか？～予防のキホン～

その① こまめに水分を取りましょう。

その② 疲れているときは無理をせず休息を取りましょう。

その③ 日頃から栄養のあるものを食べましょう。

その④ 農作業をするときはできるだけ複数で行い、声を掛けあいましょう。



大丈夫と以为っていても体力が低下している場合があります。頑張りすぎず、休息を取って農作業に挑みましょう。

イベント告知!



今年も与謝野町ひまわりフェスティバルが開催されます!



6月13日(土)に行われた「ひまわり種蒔き体験」の様子

今年も与謝野町ひまわりフェスティバルに向けて種蒔き体験が13日の早朝に行われました。当日は子どもたちを含め55名もの参加があり、大変賑わいました。

このイベントは毎年行われ、6月の風物詩となりました。8月初旬には畑いっぱいひまわりが満開を迎える予定で、植えた種が立派に育つまで心待ちにしているようでした。

今年のひまわりフェスティバルは、「ぐるっとパスポート」に町内の協賛店がずらりと載っており、各店舗でなんらかの特典がある仕組みとなっています。また、当日の早朝には会場でヨガをするというようなイベントも催され、同時にトマトとパジルの収穫体験もできる予定となっています。昨年度の反省も踏まえてパワーアップしたイベントになっておりますので、是非一度家族で足を運んでみてはいかがでしょうか?



みなさんのご来場をお待ちしております!!

ひまわりフェスティバルについての問い合わせ先

与謝野町観光協会 TEL/FAX:0772-43-0155
<http://yosano-kankou.net>

[Facebook]

<https://www.facebook.com/yosano.himawari>

※開催期間については8月上旬~中旬を予定しています。

編集後記

春の農作業も終わり、梅雨も明け農業者の皆さんもひと段落だと思えます。年々農業の状況は厳しくなってきたっており、問題は山積みとなりつつありますが、今年から与謝野町では新しい取組、「ホップの栽培」が始まっているようで皆さんの関心が高いように思えます。

私も農業委員となり3年が経とうとしています。今後も円滑な農業委員会活動を行うため皆様のご協力をよろしくお願い致します。



(野口 浩市 委員)

広報編集委員

- 金谷 肇 委員長
- 増田 乙久 副委員長
- 野口 浩市 委員
- 糸井 裕一 委員
- 西川 千栄子 委員
- 白須 邦子 委員